

県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金の対象の確認方法

次の、①または②の書類で確認してください。

①市町村民税の特別徴収税額の決定の通知（6月頃市町村から送付）

| | |
|-------------------------------|--|
| 令和●年度 | 給与所得等に係る市市民税・県民税特別徴収税額の決定の通知書（納税義務者用） |
| 所得区分 | 課税標準 |
| 給与収入 新・旧 所得区分 その他の所得 | 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引 |
| 調整控除市 | 調整控除額 |
| 税額調整（調整控除）額（市町村分） | 課税標準額 |

市市民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）

受給者番号 氏名 指定番号

※様式は市町村ごとに異なる可能性があります。

②市町村の課税証明書（市町村窓口で発行（通常有料））

令和●年度 課税証明書

住所 氏名 生年月日

| | | | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|-------------------|
| 合計所得金額 | 所得控除計 | 調整控除額 | 課税標準額 | 税額調整（調整控除）額（市町村分） |
| 給与所得 | 配偶者特別控除 | 調整控除額 | 課税標準計 | 税額調整（調整控除）額（市町村分） |
| 【以下余白】 | 特定扶養老人 | 【以下余白】 | 課税総所得 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 他 | 【以下余白】 | 課税分離譲渡所得等 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 扶養控除 | 【以下余白】 | 課税山林所得 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 特別扶養控除 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 本人障害 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 寡・ひ・勤 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 社会保険料控除 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 小規模共済掛金控除 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 生命保険料控除 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| 所得の内訳 | 基礎控除 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| 給与収入 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| うち専従者給与収入 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |
| 公的年金収入 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 | 【以下余白】 |

上記のとおり相違ないことを証明します。

※様式は市町村ごとに異なる可能性があります。

※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

保護者全員の「(A)課税標準額×6% - (B)税額調整(調整控除)額(市町村分)」の合計で判断

- 1) 上記金額が100円未満(=市町村民税所得割が非課税) → 対象金額の全額を支給
- 2) 上記金額が100円以上51,300円未満 → 対象金額の半額(2台目以降は2/3)を支給